

令和6年10月8日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年10月8日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

6、農業委員会事務局職員

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻前ではございますが、本日、事務局長が欠席ですので、事務局の私が総会の進行をさせていただきます。
よろしくお願いいたします。
では、令和6年度第7回高森町農業委員会総会を開会いたします。
本日は、高森町農業委員14名全員の方が出席されておられます。
農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席を得ておりますので、総会が成立することを御報告いたします。
それでは、高崎会長に御挨拶をよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
お忙しい中、本日の総会に御出席いただき、ありがとうございます。
今はどこでも農繁期の時期ですが、ここ数日、毎日雨が続き、仕事はかどらなくなっているのではないかと思います。
しかし、明日からは天気が続くようですので、稲刈り、または藁上げ、その次は作物の収穫、出荷等で忙しくなるかと思えます。
朝夕が涼しくなっておりますので、体調に気を付けて、毎日の作業をされてください。
今日の総会は、議題はそんなに多くはありませんが、筆数が大分ありますので、そのことも踏まえて、最後までよろしくお願いいたします。
又、総会后、非農地の判定もありますので、そちらもよろしくお願いいたします。
今日はお疲れ様です。

事務局 会長、ありがとうございました。
それでは、議事に移りたいと思います。
会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、進めていきます。

事務局 「議第30号」
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和6年10月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ですが、こちらからの指名でよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は1番委員、2番委員にお願いいたします。

「報告第8号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年10月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは相続ですので、事務局から、説明してください。
なお、筆がちょっと多いので簡潔にお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。

4ページをお開きください。まず、番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、3ページから5ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、6ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、5ページをお開きください。番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては祖父から孫への相続です。

補足資料は、7ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号4、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、8ページから10ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号5、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、11ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号6、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、12ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号7、筆が多いので、次の6ページから11ページをお開きください。

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、13ページから18ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号8、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、19ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 筆が多かったので、事務局の説明、ありがとうございます。
今、説明がありましたが、この議案について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、次に移ります。

「議第第31号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年10月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは4条の議案ですので、まず4条の1番、これは5番委員から説明をお願いします。

5番委員 議第31号農地法第4条審議資料。
番号1、申請者の住所、氏名、土地の所在地、転用目的は、記載のとおりです。
転用理由としまして、一部の農地を無断で植林しました。
今回、新たに杉、桧を植林したく、始末書を付けて申請します。
全部で6筆あります。
補足資料は、21ページから27ページまでです。
以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。
5番委員から説明がありましたとおり、一部の農地には既に植林してあり、始末書が提出されております。
植林済の農地は、13ページの上から3筆と、14ページの2筆目です。
残り2筆はこれから植林される計画です。

許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。
以上のことから、総合的にみて本許可申請については許可相当であると判断しています。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。
次、番号2、これは担当委員の4番委員から説明をお願いします。

4番委員 農地法4条審議資料。
番号2、申請者氏名、土地の情報は左記のとおりです。

これは長年にわたって家の入口にあたる、進入路を使用していました。

今回、相続登記をしたところ、ここは農地だったということがわかり、ちゃんとしたほうが良いということで、地目変更の申請をされました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。

補足資料は28、29ページです。

4番委員から説明がありましたとおり、補足資料を見ていただくと分かりますが、すでに進入路として整備し使用されております。

始末書がこちらにも提出されております。

許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的にみて本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件も可決いたします。

次、「議第32号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年10月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは5条の審議ですが、担当委員の6番委員から説明をお願いします。

6 番委員 議第 3 2 号農地法 5 条審議資料。
番号 1、譲受人、譲渡人、転用目的、農地の情報は左記のとおり
です。
転用理由、現在、町内のアパートに居住している。
農地を購入し個人住宅を建設したいということです。
補足資料は 3 1 から 3 2 ページです。

事 務 局 事務局から補足いたします。
許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取
図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準につ
いて事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画
面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につ
いて適当または確実であると判断しています。
申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低
い第 2 種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断
しています。
事務局からの補足は以上です。

議 長 農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か
質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この審議も可決いたします。
では、その次、また 5 条です。
これも、6 番委員から説明をお願いします。

6 番委員 議第 3 2 号、農地法 5 条審議資料。
番号 2 です。
借受人、貸出人、土地の所在地、転用目的は記載のとおりです。
転用理由、借受人に土地を無償で貸付し、転用許可後、事務所と
駐車場、資材置場を建設したいということです。
補足資料は 3 4 から 3 5 ページです。
審議のほど、よろしくをお願いします。

事 務 局 事務局から補足いたします。
6 番委員が説明されたとおり、貸付人から、借受人への使用貸借
権の設定です。
許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取

図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。

申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

次、「議第33号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について。【中間管理・農地バンク一括方式】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年10月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は中間管理の集積計画ですので、これは事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

19ページをお開きください。

番号1です。貸付人が農業公社を通して、借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

こちらは、以前5年間の賃貸借権の設定をしていましたが、契約期間が終了したため、再度5年間の契約をされます。

土地につきましては、19ページに記載のとおりです。

補足資料は、37、38ページです。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案については承認いたします。

今日は、これで総会の議案はすべて終わりました。

最後までありがとうございました。